**２．市町村教育委員会における就学相談・支援の在り方**

**＜ポイント＞**

**１　地域の小・中学校で受け入れるという意識をもって、就学相談・支援をスタートする。**

**２　本人・保護者の思いをしっかり受け止め、信頼関係を築きながら就学相談・支援を進める。**

**３　就学移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じ、合理的配慮の提供等について保護者との共通認識を醸成する。**

**４　地域の小・中学校への就学に向けての適正な情報提供と学校見学・体験入学の充実を図る。**

**５　発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先を変更できることを関係者の共通理解とする**

**６　就学後も定期的な教育相談や「個別の教育支援計画」の見直しを行う等、フォローアップ体制の整備を図る**

国は、今般、就学先の決定の仕組みを改める等の学校教育法施行令の一部を改正し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて大きく動き出しました。これまで、本施行令第22条の３に該当する者は特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として地域の小・中学校への就学を可能としてきた現行規定を改め、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な観点から市町村教育委員会が判断していく仕組みになりました。（資料編　文部科学省資料参照）

大阪府では、これまでもすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に支援教育をすすめ、就学相談・支援においても、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図ってきましたが、今回の「学校教育法施行令」の改正を踏まえ、障がいのある児童生徒の就学相談・支援において市町村教育委員会は、障がいの程度に関わらず、地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って、就学相談・支援を進めていく必要があります。

就学先の決定は、保護者にとっての最大の関心事項の一つです。就学相談・支援を進めるに当たっては、本人・保護者の思いをしっかりと受け止めるとともに、教育的ニーズを把握し、適切な教育・支援のための方向性を保護者と一緒に考えていくという姿勢が求められます。学校や関係部局と連携して就学移行期間における「個別の教育支援計画」の作成や必要となる合理的配慮の検討及び提供等を進め、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが大切です。

また、保護者の多くは、就学を予定している学校が、自分の子どもにどのような学習内容・環境を設定し、どのような方法で指導・支援してくれるのか、具体的に知りたいと考えています。このような保護者の思いに応え、保護者の十分な理解を得るため、具体的な情報提供の機会となる学校見学や体験入学を充実させることも重要です。学校見学や体験入学を実施する学校は、市町村教育委員会と同様に、本校で受け入れるという意識を持つことが大切です。

今回の学校教育法施行令の改正では、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度や適応の状況等を勘案した上で、小・中学校から支援学校への転学または支援学校から小・中学校への転学といったような、双方向での転学ができることとなりました。平成25年10月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から出された『教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～』では、「就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができることなどを本人・保護者に予め説明を行うことが必要である。」と記されています。

今回の改正の趣旨を踏まえ、「柔軟な転学」を行うに当たっては、本人の教育を第一に考え、本人にとってより良い就学先変更でなければならないということを、保護者を含め、すべての関係者が共通理解するとともに、そのためには、教育相談や「個別の教育支援計画」に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて「個別の教育支援計画」を見直すなど、就学後のフォローアップ体制を整備していくことが強く求められます。

**◇　就学相談の流れ＜モデル＞と留意点について**

※印の留意点を後述

○保健センター・療育施設等福祉部局との早期支援連携

⇒　就学相談に関する情報提供

○幼稚園・保育所・認定こども園等への就学相談ガイダンス

　 ⇒　民間を含む就学前機関との連携システム構築

○保護者を対象とした就学相談ガイダンス

**乳幼児期**

**※1＜早期からの**

**相談支援＞**

**※2＜就学相談に**

**関するガイダンス＞**

**移行期**

**移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用**

4月～

就学相談の申込み、相談の開始

6月～

学校見学、体験入学

７月～

就学に関する相談会

（教育委員会・関係機関

・学校等）

11月

就学時の健康診断等

12月

就学先の決定

1月～

就学先との教育相談

体験入学

（相談の継続）

＜市町村教育委員会＞

○本人・保護者との面談

►教育的ニーズの把握と必要な支援の検討

○子どもの観察及び情報収集

　►就学前施設への訪問等

○学校見学、体験入学の同行

○教育的ニーズと必要な支援についての合意形成

○就学先の決定

►「認定支援学校就学者」の該当通知

・

・「合理的配慮」の決定

**※3＜本人・保護者との出会い＞**

**※4＜情報収集の在り方＞**

**※5＜教育相談にはあがってこないが、**

**配慮を要する子どもの把握について＞**

* 移行期

◆関係課との連携・予算要求

◆保護者からの意見聴取

◆教育支援委員会（仮称）等の開催

**「基礎的環境整備」及び「合理的配慮」の検討・決定**

**※6＜学校見学、体験入学の在り方＞**

**※7＜保護者からの意見聴取の在り方＞**

**※8＜専門家及び教育支援委員会（仮称）等からの意見聴取の在り方＞**

**※9＜合理的配慮の検討、決定＞**

**※11＜「個別の教育支援計画」の**

**作成・活用について＞**

**※10＜就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢＞**

　　**就学後**

○就学先の検討、変更

**※12＜就学後のフォローアップと柔軟な対応＞**

※１＜早期からの相談支援＞

　○　保護者にとって子どもの就学は、最大の関心事項の一つである。子どもが乳幼児期の早期から、少しでも不安があると、「どこに相談へ行けばよいのか」「必要な情報を収集するためにはどうすればよいのか」等、できるだけ早い段階で適正な情報を知りたいものである。

教育委員会と関係部局、関係機関等が連携し、保護者が早い段階から就学相談に関する情報を知ることができるシステムを確立・整備していくことが必要である。

【例】

・幼児期の健康診断及び療育相談等で就学相談に関するパンフレット等を配付

・就学相談に関するガイダンスの実施

・保護者への支援教育に関する研修の機会の提供

・保護者が就学に関する不安を抱いた時や知りたいことがある場合に、気軽にアクセスできるホームページの作成

市町村教育委員会が就学前機関・施設等と連携し、本人・保護者に就学に関する情報提供を行うことは、市町村教育委員会にとっても早い段階から支援が必要な子どもの状況を把握することができ、就学相談に十分な時間を確保することができる。

※２＜就学相談に関するガイダンス＞

○　保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、本格的な就学移行期の相談が開始される以前の適切な時期に、本人・保護者に対して就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、入学までのスケジュール等の説明）を行うことが必要である。

　【ガイダンスの内容例】

　　・就学相談の概要や流れ

　　・就学先決定の基本的な考え方

　　　（本人にとってより良い就学先決定であること、保護者の意向が最大限尊重さ

れること、実際の就学先決定後も障がいの状態等を踏まえ、柔軟に転学が可能であること等）

　　　・就学相談や学校見学・体験入学等の年間スケジュール

　○　就学決定後に就学先等を変更する必要性が生じた場合、「個別の教育支援計画」に基づく教育支援委員会（仮称）等の関係者会議の実施や、計画の定期的な見直しを行った上で、柔軟に転学できることを保護者及び小・中学校や支援学校の教職員に対して、周知を図ることが重要である。

　○　小学校、支援学校小学部に就学するまでに子どもたちは、幼稚園、保育所、療育施設等に通っていることから、就学相談に関するガイダンスを就学前機関・施設等にも行い、早期から支援を行っている機関・施設等への情報提供も大切である。

※３＜本人・保護者との出会い＞

○　就学先決定には、市町村教育委員会、教育、保育の担当者、保健・福祉・医療担当者等、多くの関係者が関わることになり、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となる。

保護者がどこに相談に行けばよいのかわからなくなったり、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感を抱かないよう、市町村教育委員会の就学相談担当窓口を明確にしておく必要がある。域内に住所が存する子どもの適切な就学についての責任を負っているのは、市町村教育委員会であることに留意する。

　○　最初の出会いが子どもの障がいの状態に関する質問や調査で終わることのないよう、本人・保護者のニーズや思いに寄り添いながら、子どもの教育に関わる保護者のより良い相談者として相互の信頼関係を築くための第一歩とする。

○　担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておく。

　○　地域の小・中学校または支援学校に保護者が相談に行った時に、マイナス要素の情報提供だけにならないよう留意する。

保護者は、市町村教育委員会に自分の子どもを進んで受け入れようとする姿勢が見られないと、心を開いて相談することはできない。障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談は、障がいの程度に関わらず、地域の学校からスタートし、地域で受け入れるという姿勢のもと、保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に傾聴し、共感的理解に努める必要がある。

この姿勢は、学校の管理職や教職員も同様となる。市町村教育委員会の姿勢と学校の姿勢に違いがあったり、違った情報提供を行うと、保護者は不安になり、学校への信頼をも失くしてしまうことに留意する必要がある。

また、市町村教育委員会が作成した障がいの状況等や本人・保護者の教育的ニーズを聞きとるための共通シート等を活用するなど、客観的な子どもの状況把握に努める。

※４＜情報収集の在り方＞

○　 幼稚園・保育所・療育施設等から子どもの支援内容や支援方法等の情報を収集

するために、子どもの行動場面を観察する必要がある。子どもの状況に応じて直接的なかかわりや働きかけを通じ、情報収集を行うことが大切である。

　○　「できる」か「できない」かだけを把握するのではなく、どのような支援や配

慮があれば、安心して学校生活が送れるのかなど、就学後の具体的な支援につなげるという観点で、子どもの状況把握を行うことが大切である。

○　関係者が複数で観察を行い、多様な観点から行動観察する必要がある。子どものとった行動について、保護者や幼稚園・保育所等の就学前機関等の関係者の考えを聴くことなども求められる。

　○　保護者面談等を通じて情報収集する際には、子どもの障がいの状態やできないこ

と、課題となる行動ばかりを尋ねるのではなく、保護者がうまく関わっている点な

どを評価しながら、得意なことや好きなこと等を把握する必要がある。

○　すでに幼稚園や保育所等で「個別の教育支援計画」が、障がい児通所支援事業所

等で「個別支援計画」等が作成されている場合、市町村教育委員会は、それらを有

効に活用し、移行期における「個別の教育支援計画」を作成する等、必要な支援内

容が着実に引継がれるよう、継続性を意識した取組みを構築する必要がある。

○　私立幼稚園や民間保育園、他市の幼稚園等に通っている子どもの情報収集や就学相談を円滑に進めるためには、日頃から支援教育に関する情報提供を行う機会（就学に関する説明会・ガイダンス等）を設定する等、公私間での連携システムを構築しておく必要がある。

※５＜教育相談にはあがってこないが、配慮を要する子どもの把握について＞

○　早期からの支援の対象になっていない子どもや、配慮を要するが、保護者が就学相談を希望しないケースも存在することから、市町村教育委員会は、就学前機関・施設との連携・協力のもと、子どもどうしが関わる場面等を観察する機会を積極的に設定し、配慮を要する子どもの状況把握に努める必要がある。

　　　また、子どもの状況によっては、就学前機関・施設を介して、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことも必要である。

※６＜学校見学、体験入学の在り方＞

　○　学校見学が単なる学校施設の見学だけではなく、見学場面における学習内容や活

動のねらいを学校側が分かりやすく具体的に説明することが大切である。その際、学校の活動や取組みがわかる資料等を活用することが有効である。

○　学校見学は、本人・保護者とともに、できる限り市町村教育委員会の担当者が同行し、就学後に必要となる環境整備や具体的な配慮について、関係者で共有することが望ましい。

○　体験入学は特別な行事等の参加だけではなく、就学後のイメージが持ちやすいよう、学校は普段の生活やさまざまな学習場面が体験できるよう考慮する。

また、子どもや保護者の不安を軽減させるため、一度の体験だけではなく複数回、計画的に実施するなど、スムーズな就学につながるように配慮する。

○　地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って就学相談を行うことから、支援学校の見学・体験入学の前に地域の小・中学校への見学・体験入学を行うことが望ましい。体験入学に当たっては、参加する子どもが温かい雰囲気の中で楽しく活動できるよう、全教職員が共通理解を図る。

障がいのある子どもが就学前に学校見学や体験入学を行い、模擬的に学校生活を送る

ことはとても重要である。保護者にとっても、自分の子どもが実際に授業に参加している姿を見学することは、子どもの適性や学校の教育内容、支援方法について、客観的に知る良い機会となるとともに、受け入れる学校にとっても、子どもの特性の把握や入学後の支援体制を検討するための具体的な情報となる。

※７＜保護者からの意見聴取の在り方＞

　○　就学先について、保護者から意見聴取を行う際には、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容、就学先で得られる教育効果等についての説明や情報提供を行った後、保護者が考える時間を十分確保しておく必要がある。早急に判断をせまることのないように注意する。

また、保護者が疑問や不安に思うことがある場合には、いつでも相談できることを伝えておくことも大切である。

　○　保護者の意向は、最大限に尊重されることを伝えつつ、本人の教育的ニーズは何かを第一に考え、必要な支援について合意形成を行う必要がある。合理的配慮の内容についても、合意形成を図ることが望ましい。

　○　相談した保護者が孤立しないように、あらかじめ、家族間で十分相談しておくことを勧めておく。

また、学校見学会や体験入学の際に、すでに就学している子どもの保護者から話を聴ける機会を設定すると、就学を考えている保護者の不安や疑問に丁寧に応じることができる。

* 中学校又は支援学校中学部への進学時においても、保護者からの意見聴取は行

わなければならない。その際、発達の状況を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もある。

※８＜専門家及び教育支援委員会（仮称）等からの意見聴取の在り方＞

○　就学先の検討に当たっては、教育支援委員会（仮称）等を設置し、教育学、医学、心理学等専門家の意見を聴取することが必要である。

なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するものではない。あくまでも、保護者の意向を最大限に尊重した上で、市町村教育委員会が就学先を決定することに留意することが重要である。

※９＜合理的配慮の検討、決定＞

○　市町村教育委員会や学校は、地域の学校で受け入れるという意識を持って、合理的配慮の検討を行う必要がある。

「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

○　合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなっているが、体制面や財政面ばかりが前面に出ると、保護者は就学を拒否されたと感じてしまうことに十分留意する必要がある。

○　発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるか、などの共通理解を図り、市町村教育委員会及び学校と本人・保護者が「個別の教育支援計画」を作成する中で、合理的配慮についての合意形成を図っていくことが望ましい。

○　合理的配慮は子ども一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることから、本人・保護者との面談や子どもの観察等を通じて、子どもの興味・関心や健康状態等をきめ細かに把握する必要がある。

また、早い段階から学校施設の担当部局や財政部局とも情報の共有を行い、必要となる環境整備等を就学に向け、計画的に進めていく必要がある。

※１０＜就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢＞

○　大阪府がこれまでも大切に進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させ、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場でともに学ぶことをめざし、就学先決定を行うことが大切である。

* 市町村教育委員会が本人・保護者に対し、適切な説明および情報提供を十分に

行うとともに、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が本人にとって、最も適切な就学先を一緒に考えていく姿勢が必要である。

○　就学先決定にあたっては、子どもの障がいの状態、教育的ニーズに応じた環境が確保され、必要な支援の内容等について保護者と学校とで合意形成を行っておく必要がある。そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、就学移行期における「個別の教育支援計画」等を作成・活用し、共通認識を醸成していくことが重要である。

※１１＜「個別の教育支援計画」の作成・活用について＞

　○　障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」を作成し、効果的に活用することが重要である。

　○　厚生労働省と文部科学省の連名で出された「児童福祉法の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成24年4月18日）で、「個別の教育支援計画」に係る教育と福祉の連携が明記されていることを踏まえ、障がい児相談支援事業所等において作成される障がい児支援利用計画等との連携を図ることも重要である。

* 就学移行期の「個別の教育支援計画」については、本人・保護者はもちろんのこ

と、関係者間がこれまでの支援状況や配慮すべき内容、教育的ニーズ等を共通認識し、就学する学校での教育支援に引き継がれるものであることから、市町村教育委員会が中心になって作成・活用し、就学先の学校に引き継いでいくことが適当である。

* 合理的配慮は、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じて決定される

ものであるため、市町村教育委員会及び学校が当該児童生徒の状況把握を行い、「個別の教育支援計画」を作成する中で、本人・保護者と合意形成を図っていく必要がある。

決定し、提供される合理的配慮の内容については「個別の教育支援計画」に明記し、定期的な見直しを行うことが大切である。

※１２＜就学後のフォローアップと柔軟な対応＞

　○　就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達段階や適応の状況等を勘案しながら、地域の小・中学校から支援学校の転学又は支援学校から地域の小・中学校への転学といったように、双方向での転学ができることをすべての関係者の共通理解とすることが重要である。

○　就学相談のガイダンス時にも、柔軟に転学できることを本人・保護者に説明を行い、関係者の共通理解とすることが重要になる。就学時における就学先の決定が、決して固定されたものでないと事前に知っておくことは、保護者にとっても就学後の不安が軽減され、安心して就学相談に臨むことができると考えられる。

　○　転学に当たっては、本人・保護者の教育的ニーズを踏まえるとともに、転学先の学校となる学校について適切な情報提供を行う必要がある。

また、専門家等からの意見を聴取した上で、本人にとってより良い「学びの場」の変更となることが重要である。

○　就学後の指導・支援についての見直しや検討をすすめるために、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要がある。

また、巡回相談を実施したり、「個別の教育支援計画」に基づく関係者や教育支援委員会（仮称）等による会議を定期的に実施したりするなど、就学後も支援の継続性を確保するフォローアップ体制の充実が不可欠である。

○　転学の決定に当たっては、現在学んでいる学校の環境や「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の内容を見直し、子どもの状況に応じて必要となる指導・支援の検討及び本人の進路等についても十分に思料した上で、市町村教育委員会が責任を持って行う必要がある。

○　障がいの状態の変化以外の理由で、本人・保護者等から転学の希望が出た場合は、市町村教育委員会や学校は、転学に至った経緯や背景を分析し、学校の指導・支援等に課題があれば、それらの改善に努めることが、まず必要である。

○　小・中学校から支援学校の転学、支援学校から小・中学校への転学というように双方向での転学が考えられる。普段から支援学校におけるセンター的機能やブロック会議等を活用し、市町村教育委員会と支援学校とが密接に連携していくことが求められる。